

中間前金払制度取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富士川町財務規則(平成 22 年富士川町規則第 38 号)第 66 条の規定による建設工事に要する経費の前払金に追加して実施する前金払(以下「中間前金払」という。)の取扱いについて、富士川町建設工事執行規則(平成 22 年富士川町規則第 44 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、1 件の請負代金の額が 130 万円以上の工事とする。

(認定要件)

第 3 条 対象工事の請負者が中間前金払の支払いを受けるには、認定を受けようとする手続の際に次の各号の要件の全てを満たしていなければならない。

- (1) 前払金を受けていること。
- (2) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (3) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費(以下「進捗額」という。)が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(認定手続)

第 4 条 規則第 38 条第 8 項に規定する中間前金払に係る認定を受けようとする請負者は、中間前金払認定請求書(様式第 1 号。次項において「認定請求書」という。)に工事履行報告書(別紙 1)を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書を審査し、中間前金払の支払が妥当であると認めるときは、中間前金払認定調書(様式第 2 号)を 2 部作成し、1 部を請負者に交付し、1 部を保管するものとする。

(中間前金払の割合)

第 5 条 請負代金額の 10 分の 2 以内の額とする。ただし、中間前金払を行った際の前払金の合計額が請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

(中間前金払の支払の請求)

第 6 条 第 4 条の規定による認定を受けた請負者は、規則第 38 条第 9 項に基づく中間前金払に係る請求書に中間前金払に関する保証書を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出を受けた日から 14 日以内に支払を行うものとする。

(債務負担行為等の特例)

第 7 条 債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る契約については、各年度の出来高予定額がその当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額の 10 分の 2 以内の額を請求するものとする。

2 繰越における中間前払金を請求する場合は、契約締結当初の請負代金額に対する 10 分の 2 以内の額を請求するものとする。

3 第 3 条の規定は、債務負担行為等に係る契約について準用する。この場合において、同項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えるものとする。

4 債務負担行為等に係る工事における各年度の出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。